

2024年度版

# 共済組合 ガイド

兵庫県市町村職員共済組合

# 共済組合はさまざまなシーンで 皆さまをサポート

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及び被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。この目的に沿って「短期給付事業」、「長期給付事業」、「福祉事業」の3つを柱とする事業を行っています。



## 短期給付事業 (4 ページをご覧ください)

組合員及び被扶養者の病気やけが、出産などに対して給付を行います。



## 長期給付事業 (6 ページをご覧ください)

組合員（短期組合員は除く）の退職・障害又は死亡に対して年金などの給付を行います。



## 福祉事業 (8 ページをご覧ください)

組合員及び被扶養者の健康保持・増進のための事業や宿泊施設の運営、臨時の資金の貸付などを行います。



# 共済組合のしくみ

共済組合は、組合員及びそのご家族である被扶養者を加入者とし、組合員の皆さまから納めていただく掛金と、各所属所から納めていただく負担金によって、各事業を運営しています。



共済組合に加入できる方

## 組合員・被扶養者

組合員

一般：市町村等の職員。加入期間は就職した日から退職、死亡した日まで。

短期：市町村等の非常勤職員。勤務形態から判断して、所定の要件を満たすことで短期組合員として、短期給付・福祉事業が適用されます。\*

被扶養者

組合員に扶養されている家族（後期高齢者医療制度加入者を除く。）。所得などの制限があります。

\*第1号厚生年金被保険者として厚生年金に加入するので、共済組合の長期給付事業は適用されません。

退職後も短期給付等が受けられる

## 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方は退職後2年間を限度に、休業給付を除く短期給付を受けられ、福祉事業の一部も利用できます。

▶▶任意継続組合員になるには共済組合に退職後20日以内に届け出を

大切な身分証明書

## 組合員証

組合員になると「組合員証」が、被扶養者に認定されると「組合員被扶養者証」が1人につき1枚ずつ交付されます。保険医療機関にかかる際には、マイナンバーカードまたは「組合員証」・「組合員被扶養者証」が必要となります。なくさないよう、大切に保管しましょう。

ただし、後期高齢者医療制度に該当される方は、組合員証は交付されず、代わりに「後期高齢者等組合員証明書」が交付されます。

▶▶再発行や記載事項の変更等は共済組合に届け出を

各事業運営のための財源

## 掛金・負担金

組合員の皆さまの毎月の給料や期末手当等から掛金を徴収し、所属所(自治体等)の負担金とあわせて所属所より共済組合に払い込まれます。

掛  
金  
額  
負  
担  
金  
額

=

標準報酬月額、標準期末手当等

×

掛  
金  
率  
負  
担  
金  
率

ご覧になりましたか？

## 共済組合のホームページ

<https://www.h-kyosai.or.jp/>

共済組合制度や各事業内容の解説、必要な手続き等のご案内はもちろん、申請用紙のダウンロードができ、たいへん便利です。  
ぜひお役立てください。



詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。  
URL <https://www.h-kyosai.or.jp/>

こんな  
ときの

# 短期給付

短期給付は、組合員及び被扶養者の公務外の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対して行う給付事業です。給付には法律で定められた法定給付と、共済組合独自の附加給付があります。

## ✿ 公務外の病気やけがをしたとき

病院等を受診したとき .....

**窓口負担 医療費の3割※**

(残りの7割は共済組合が負担)

※義務教育就学前は2割、70～74歳(現役並み所得者を除く。)は2割。  
※訪問看護サービスを受けた場合も同じ負担割合となります。

組合員証を  
提示すれば

入院したとき .....

**入院時の食費の一部を共済組合が負担**

入院時の食費について、患者が食事療養標準負担額を上限にその一部を負担し、実費との差額を共済組合が負担します。

医療費が高額になったとき .....

**高額療養費を支給**

1つの医療機関で1か月に負担した医療費が一定の額(自己負担限度額)を超えると、後日、高額療養費を支給します。

さらに **附加給付**

**一部負担金払戻金(組合員)／家族療養費附加金(被扶養者)**

実際にかかった医療費から高額療養費を除いた額が一定の額を超えた場合に支給します。

### オンライン資格確認又は限度額適用認定証の使用により…

自己負担限度額を超えた額は高額療養費としてあとから払い戻されますが、オンライン資格確認により病院が自己負担限度額区分を確認できた場合や、事前に共済組合に申請し、限度額適用認定証の交付を受けておけば、病院の窓口での支払いが自己負担限度額までですみます。(70～74歳の方のうち、所得区分が一般又は一部の現役並み所得の方については、限度額適用認定証は発行されません。)

ただし、低所得者(住民税非課税)である組合員の方は、これまでどおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行が必要となりますので、ご注意ください。

### ▶▶医療費を事後に請求するケース

急病や事故などで組合員証を持たずに受診した場合、医療費はいったん窓口で全額支払い、後日、共済組合に請求し認められれば、「療養費(組合員)・家族療養費(被扶養者)」が支給されます。

#### 療養費が支給されるその他の場合

- ・海外で受診したとき(療養、出産目的で海外に行ったときを除く。)
- ・はり、きゅう、マッサージを受けたとき、又は、治療用器具を購入したとき(治療上必要であると医師が認めた場合)
- ・輸血(生血)の血液代
- ・小児弱視の治療用眼鏡代
- ・輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ
- ・移送したときの費用
- ・四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入したとき
- ・慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等を購入したとき

### ▶▶組合員証が使えないケース

組合員証を使って診療を受けられるのは、公務外の病気やけがのときだけです。次のような場合、組合員証は使えません。

- 健康診断や人間ドック
- 美容のための整形手術
- 疲労回復のためのビタミン注射等の措置
- 正常な出産
- 経済的理由による妊娠中絶
- 保険で認められていない治療や差額ベッド
- 被扶養者のパート、アルバイト中又は通勤中のけが
- 第三者の加害行為による傷病(ただし5ページ参照)

組合員が病気やけがなどで勤務を休み、給料が支給されないとき

### 手当金を支給

組合員が下記のような理由で勤務を休み、給料の全部又は一部が支給されない場合、手当金を支給します。

- 病気やけがで休んだとき……… 傷病手当金
- 家族の病気等で休んだとき……… 休業手当金
- 介護のために休んだとき……… 介護休業手当金(雇用保険法による給付を受けられる方は対象外です)



詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。  
URL <https://www.h-kyosai.or.jp/>

## 出産したとき



妊娠4か月目以降なら .....

### 出産費・家族出産費を支給

妊娠4か月(85日)以上の出産について「出産費(組合員)・家族出産費(被扶養者)」を支給します。

\*出産費・家族出産費の分娩機関への直接支払制度を利用すれば、窓口での負担を軽減できます。

さらに **附加給付**

**出産費附加金(組合員)／家族出産費附加金(被扶養者)**

出産費・家族出産費の受給者に一定額を支給します。

組合員が出産や育児で勤務を休み、給料が支給されないとき .....

### 手当金を支給

組合員が出産や育児で勤務を休み、給料の全部又は一部が支給されない場合、手当金を支給します。

●出産のために休んだとき…出産手当金

●子育てのために休んだとき…育児休業手当金

(雇用保険法による給付を受けられる方は対象外です)

## 死亡したとき

### 埋葬料・家族埋葬料を支給

組合員や被扶養者が公務外の原因で死亡した場合、「埋葬料(組合員)・家族埋葬料(被扶養者)」を支給します。

さらに **附加給付**

**埋葬料附加金(組合員)／家族埋葬料附加金(被扶養者)**

埋葬料・家族埋葬料の受給者に一定額を支給します。

## 災害にあったとき

災害によって住居等に損害を受けた場合 .....

### 災害見舞金を支給

災害によって住居・家財に損害を受けた場合、「災害見舞金(組合員)」を支給します。

さらに **災害見舞品**

災害見舞金の受給者で一定の条件を満たす場合、生活必需品購入額、特別災害見舞金を支給します。

災害による死亡の場合 .....

### 弔慰金・家族弔慰金を支給

災害によって組合員や被扶養者が死亡した場合、「弔慰金(組合員)、家族弔慰金(被扶養者)」を支給します。

## 交通事故など(第三者行為)のとき

交通事故等でけがをした場合やお店等で食中毒にあった場合、その治療費は、本来加害者(過失割合に関わらず相手方)が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。

しかし、事故等発生後、損害賠償金が支払われるまで被害者の経済的な負担は大きくなるため、被害者救済として先に共済組合へ連絡して手続きすることで、組合員証等を使用して医療機関で治療を受けることができます。つまり、共済組合が支払った医療費を被害者である組合員(又は被扶養者)に代わって請求する権利(代位請求権)を取得することになります。もし、組合員が加害者と不利な示談をしてしまうと、共済組合は加害者に対するこれらの請求ができなくなってしまい、その費用の全額を組合員へ請求しなければならなくなります。そのため示談については、必ず共済組合と相談してから進めるようにしてください。

### ▼交通事故にあったとき (組合員証等で受診する場合)

まず、加害者を確認  
(ナンバー、運転免許証、車検証など)

すぐに警察へ連絡

共済組合への連絡  
(損害賠償申告書等必要な書類の提出)

医師の診断を受けてください。

治癒したことを共済組合へ報告  
(治癒報告書を提出)

共済組合から加害者へ医療費を請求します。



詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。

URL <https://www.h-kyosai.or.jp/>

こんな  
ときの

# 長期給付

厚生年金は、国民年金（基礎年金）に上乗せした報酬比例の年金で、主に**老齢厚生年金**と**障害厚生年金**、**遺族厚生年金**があります。

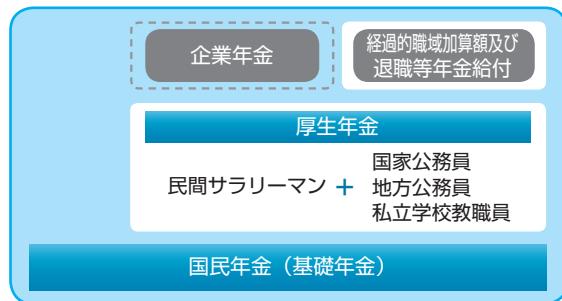
**短期組合員の方へ** 短期組合員の年金制度については、日本年金機構の適用となりますので、共済組合の長期給付事業は適用されません。

## ＊公的年金制度のしくみ

日本の公的年金制度は、20歳以上の全ての方が共通して加入する国民年金と、公務員や会社員等が加入する厚生年金の2種類に分けられています。

## ＊年金の計算基礎

厚生年金の額は、「組合員期間の月数」と「標準報酬月額」及び「標準賞与額」を基にして計算します。



## ＊年金を受けるには

**必ず自分で年金の請求をしましょう。**  
(職場又は自宅に請求書が送付されます。)

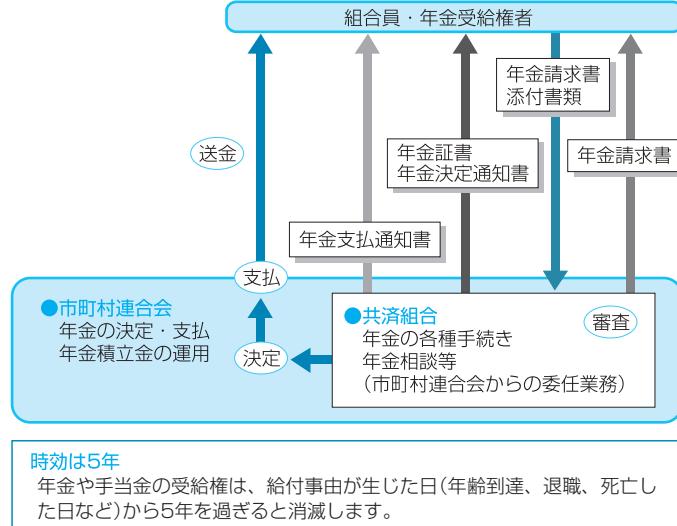
年金や手当金は、受けられる権利が発生すれば、自動的に支給されるわけではありません。  
受給資格が生じたときは、所定の請求書に、必要書類を添えて共済組合等へ提出してください。

### 年金の支給月

年6回で、支給月の前2か月分が支給されます。

支給月	支給月分
2月	12月、1月分
4月	2月、3月分
6月	4月、5月分
8月	6月、7月分
10月	8月、9月分
12月	10月、11月分

## ＊年金が支給されるまで



## ＊在職中及び再就職したとき

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者等※となって「賃金（報酬）+年金」の月額が50万円を超える場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

※ 70歳で厚生年金の被保険者の資格を喪失し、引き続き厚生年金適用事業所に勤務する方、議員も含まれます。

## ＊雇用保険給付との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している間は、老齢厚生年金の支給が停止されます。また、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるときは老齢厚生年金の支給が一部調整される場合があります。

## ＊年金の併給調整

公的年金制度では、1人1年金が原則です。2つ以上の年金受給権を取得した場合には、原則としていずれか1つの年金を選択し、他の年金の支給は停止されます。

ただし、3号老齢厚生年金（公務員）と1号老齢厚生年金（民間の会社員等）のように、老齢という同一の事由に基づいて発生する年金については、それらの年金を同時に受給することができます。

なお、年金の選択は、将来に向かっていつでも変更することができます。

## ＊年金と税金

老齢厚生年金は、所得税法上では「雑所得」として扱われ、課税の対象になります。  
障害厚生年金、遺族厚生年金は非課税です。



# 年金給付の種類

## 厚生年金

### 老齢厚生年金

被保険者期間などが10年以上ある方が65歳になると、老齢厚生年金が受けられます。

なお、60歳以上で被保険者期間が1年以上あり、年金の受給資格がある場合は、生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金が受けられます。

### 障害厚生年金

組合員が在職中の病気やけがで重度の障害の状態になったとき、一定の条件を満たしていれば、障害厚生年金が受けられます。

### 障害手当金

初診日において組合員であり、初診日から5年を経過するまでに傷病が治っており、障害厚生年金が支給されない程度の軽度の障害の状態にあるとき、障害手当金が受けられます。

### 遺族厚生年金

組合員が在職中又は退職後に死亡したときなどに、一定の条件を満たしていれば、その遺族は遺族厚生年金が受けられます。

## 国民年金(基礎年金)

### 老齢基礎年金

65歳になると、一定の条件を満たしていれば、老齢基礎年金が受けられます。

### 障害基礎年金

障害等級が1級又は2級の状態になったとき、一定の条件を満たしていれば、障害基礎年金が受けられます。

### 遺族基礎年金

在職中又は退職後に死亡した組合員に子どもがいる場合、一定の条件を満たしていれば、配偶者かその子どもも遺族基礎年金が受けられます。

## 経過的職域加算額

一元化前（平成27年9月30日以前）の組合員期間がある方に支給される年金です。

### 退職共済年金(経過的職域加算額)

引き続き1年以上の組合員期間がある方は、一元化前の期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

### 障害共済年金(経過的職域加算額)

一元化前の組合員期間に初診日があり、保険料納付要件を満たす方で、一元化後の障害厚生年金の支給要件を満たしていれば、一元化前の期間に応じた職域部分の年金が支給されます。



### 遺族共済年金(経過的職域加算額)

一元化前の組合員期間が1月以上ある方が一元化後に死亡し、遺族厚生年金の支給要件を満たしていれば、一元化前の期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

## 退職等年金給付 (年金払い退職給付)

平成27年10月以降に組合員期間がある方に支給される年金です。

### 退職年金

1年以上の引き続く組合員期間を有している方が、退職後65歳に達したとき、又は65歳以上で退職したときに退職年金が受けられます。

### 公務障害年金

平成27年10月以降に初診日がある公務による病気やけがで障害の状態になったとき、一定の条件を満たしていれば、公務障害年金が受けられます。

### 公務遺族年金

公務による病気やけがが原因で在職中又は退職後に死亡したときなどに、一定の条件を満たしていれば、公務遺族年金が受けられます。



詳しい内容は全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

URL <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

お役立て  
ください

# 福祉事業

共済組合では、組合員の要望や財源などを考慮し、福祉事業として**保健事業**、**貯金事業**、**貸付事業**及び**宿泊事業**を行っています。



## 共済組合の福祉事業

保健事業

貸付事業

貯金事業

宿泊事業

### 保健事業

組合員及び被扶養者の保健、保養及び教養のための事業です。

#### 健康診断事業

##### ◆成人病検診助成

成人病検診を実施する所属所に対して、その費用の一部を助成します。

##### ◆乳がん検査助成

40歳以上の組合員及び被扶養配偶者を対象に、指定医療機関で短期人間ドック又は脳ドックの単独健診を受診の際に、乳がん検査を受診される方に対して、その費用の一部を助成します。

##### ◆子宮頸がん関連検査助成

25歳以上の組合員及び被扶養者を対象に、委託契約機関が行う子宮頸がん関連検査（自己採取HPV法）に係る費用を助成します。

##### ◆短期人間ドック利用助成

35歳以上の組合員及び40歳以上の被扶養配偶者を対象に、指定医療機関で短期人間ドックを受診される方に対して、その費用の一部を助成します。

##### ◆脳ドック利用助成

40歳、45歳又は50歳以上の組合員若しくは50歳以上の被扶養配偶者を対象に、指定医療機関で脳ドック（頭部MRI・MRA検査）を短期人間ドックの基本検査、短期人間ドックのオプション検査又は単独健診として受診される方に対して、その費用の一部を助成します。

#### 特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの組合員・被扶養者を対象に、法律で義務づけられた特定健康診査・特定保健指導を実施します。

#### データヘルス計画

レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、組合員・被扶養者の健康状態や疾病等の傾向等を把握した上で、効果的・効率的な保健事業の実施のために計画を策定し、PDCAサイクルに沿って実施します。

#### 保健保養事業

##### ◆保養所利用助成（直営宿泊施設）

組合員及び被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。）を対象に、直営宿泊施設（ゆめ春来、ひょうご共済会館）に宿泊する場合、又は日帰りで飲食等をする場合に、その費用の一部を助成します。

##### ◆保養所利用助成（指定宿泊施設）

組合員及び被扶養者を対象に、指定宿泊施設に宿泊する場合に、その費用の一部を助成します（施設一覧は10ページをご覧ください。）。

##### ◆海の家・山の家利用助成

組合員及び被扶養者を対象に、指定「海の家」・「山の家」施設を利用する場合に、宿泊料金（一部の「海の家」については休憩料金）の一部を助成します（施設一覧は11ページをご覧ください。）。

##### ◆退職組合員保養所等利用助成

組合員期間が1年以上で、かつ50歳以上の組合員が退職後、直営宿泊施設を利用する場合に、その費用の一部を助成します。



詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。  
URL <https://www.h-kyosai.or.jp/>

## 疾病予防対策事業

### ◆家庭用常備薬等の斡旋・助成

組合員を対象に、家庭用常備薬等を割引価格で斡旋し、その購入費用の一部を助成します。

### ◆歯科衛生セットの配布

初めて組合員の資格を取得した方を対象に、自宅に直接、歯科衛生セットを無償で配布します。

### ◆健康管理保健指導助成

所属所が組合員に対して、健康管理、健康教育、健康指導に関する講演又は研修会を実施する場合に、その費用の一部を助成します。

### ◆インフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種を実施する所属所に対して、その費用の一部を助成します。

### ◆禁煙外来助成

組合員及び被扶養者を対象に、禁煙外来を受診される方に対して、その費用の一部を助成します。

### ◆巡回歯科健診

30歳、40歳、50歳及び60歳の組合員を対象に、歯科健診を実施します。

### ◆育児誌の配布

出産費又は家族出産費を受けることのできる組合員、又は1歳未満の子が被扶養者として認定されている組合員で希望者に、育児関連図書を配布します。

### ◆健康づくりセミナー

組合員の健康の保持増進を図るため、様々な健康に関する基礎知識等について、専門家による講演及び研修等を行います。

### ◆医療費通知

組合員及び被扶養者が医療機関で受診された際の医療費に対して、そのコストを認識するとともに健康管理意識の高揚を図つていただくため、年1回「医療費のお知らせ」をお渡します。

### ◆ジェネリック医薬品差額通知

組合員及び被扶養者が処方されている医薬品について、ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合の削減可能額を通知するため、年1回「ジェネリック医薬品差額通知書」をお渡します。

### ◆災害関係

組合員が水震火災又はその他の非常災害により住居又は家財に損害を受け、かつ地方公務員等共済組合法第73条の規定に基づく災害給付を受けることができない場合に、見舞金を支給します。

## 貯金事業

組合員の貯金の受入れ及びその運用を行う事業です。

### 事業の概要

#### ◆貯金の種類

普通貯金

#### ◆利率

年利0.6%（半年複利）（令和6年4月1日現在）

#### ◆加入資格

組合員の資格を有する方

#### ◆受け入れ要領

所属所から一括して振込みにより送金していただくことになっています。

##### 【定期積立】

給料引きとし、1,000円単位の額により受け入れます。

##### 【臨時積立】

給料引きにより受け入れるもののか、1人毎月1回、1,000円単位の希望する額を受け入れます（ボーナス引きによる積立てを含みます。）。

##### 【受け入れ限度額】

受け入れ限度額は3,000万円です。

##### 【払戻し・解約】

毎月、共済組合が指定する指定日に払戻し・解約ができます。



## 貸付事業

組合員の臨時の支出に必要な資金や住宅又は土地取得のために必要な資金の貸付を行う事業です。任期の定めのある職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る貸付金は、任期の終了する月までに償還することとなります。

### 貸付の種類

普通貸付、住宅貸付、災害貸付（災害家財貸付・災害住宅貸付・災害再貸付）、在宅介護対応住宅貸付、特別貸付（医療貸付・入学貸付・修学貸付・結婚貸付・葬祭貸付）、高額医療貸付、出産貸付

貸付の申込方法については、勤務先の共済組合事務担当課にご相談のうえお申込みください。



詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。

URL <https://www.h-kyosai.or.jp/>

## 保健保養事業

### 指定宿泊施設一覧

(令和6年4月1日現在)

#### 中 国

- 【岡山県】
  - サン・ピーチ OKAYAMA(岡山市)
- 【山口県】
  - 防長苑(山口市)
- 【鳥取県】
  - 溪泉閣(東伯郡三朝町)
- 【島根県】
  - ホテル白鳥(松江市)

#### 九 州

- 【宮崎県】
  - ひまわり荘(宮崎市)
- 【鹿児島県】
  - マリンパレスかごしま(鹿児島市)

#### 四 国

- 【徳島県】
  - ホテル千秋閣(徳島市)
- 【香川県】
  - ホテルマリンパレスさぬき(高松市)
- 【愛媛県】
  - えひめ共済会館(松山市)
- 【高知県】
  - 高知共済会館COMMUNITY SQUARE  
(高知市)

#### 中 部

- 【新潟県】
  - 瀬波はまなす荘(村上市)
  - アクアーレ長岡(長岡市)
- 【富山県】
  - グリーンビュー立山(中新川郡立山町)
- 【石川県】
  - おびし荘(小松市)
- 【福井県】
  - 越路(あわら市)
- 【山梨県】
  - ホテルやまなみ(笛吹市)
- 【静岡県】
  - シーサイドいすたが(熱海市)

#### 北 海 道

- 【北海道】
  - ホテルポールスター札幌(札幌市)
  - ホテルノースシティ(札幌市)

#### 東 北

- 【青森県】
  - アップルパレス青森(青森市)
- 【宮城県】
  - パレス松洲(宮城郡松島町)
- 【山形県】
  - むつみ荘(南陽市)
  - うしお荘(鶴岡市)
- 【福島県】
  - ホテル福島グリーンパレス(福島市)

#### 関 東

- 【東京都】
  - ホテル日航立川 東京(立川市)
  - 東京グリーンパレス(千代田区)
  - 全国町村会館(千代田区)
- 【神奈川県】
  - 湯河原温泉ちとせ(足柄下郡湯河原町)
- 【群馬県】
  - アルペンローゼ(吾妻郡草津町)
- 【栃木県】
  - 那須の森ヴィレッジ(那須郡那須町)
- 【茨城県】
  - 大洗鶴松亭(東茨城郡大洗町)
- 【千葉県】
  - オークラ千葉ホテル(千葉市)
  - 黒潮荘(鴨川市)

#### 近 畿

- 【大阪府】
  - シティプラザ大阪(大阪市)
- 【滋賀県】
  - ホテルピアザびわ湖(大津市)
- 【兵庫県】
  - 瑞宝園(神戸市)
  - ひょうご共済会館(神戸市)
  - ゆめ春来(新温泉町)
- 【三重県】
  - サンペルラ志摩(志摩市)

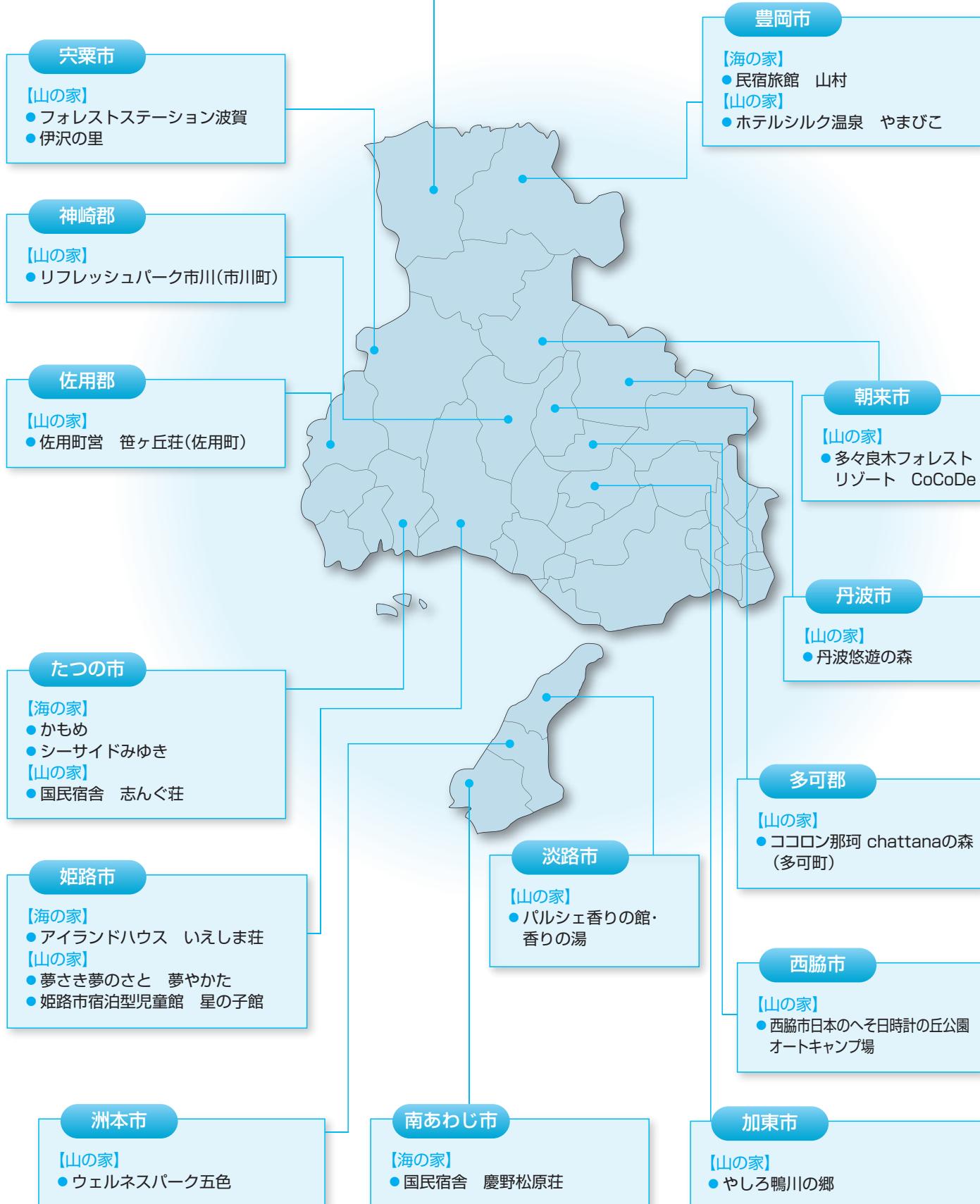


詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。  
URL <https://www.h-kyosai.or.jp/>

## 保健保養事業

### 指定 海の家・山の家一覧

(令和6年4月1日現在)



詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。  
URL <https://www.h-kyosai.or.jp/>



## 宿泊事業

利用の際に、「組合員証」、「組合員被扶養者証」等、組合員・被扶養者の資格が確認できるものを提示してください。  
(※表示料金は、消費税・奉仕料込みの金額です。)



### ふるさとのひととき・いで湯の里 湯村温泉 ゆめ春来



美方郡新温泉町湯1569-6

TEL 0796-99-2211 / FAX 0796-92-0233

URL <https://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki/>

●宿泊料金

和室	7,800円～(通常日)
和洋室	9,100円～(通常日)
洋室ツイン	8,400円～(通常日)
洋室シングル	9,100円～(通常日)

●食事料金

会席	4,620円～
----	---------

●閑散日宿泊プラン(1泊2食付)

12,990円～

※宿泊のご利用は、別途入湯税を頂戴いたします。

湯村温泉は豊かな自然環境に囲まれた情緒ある温泉の街です。  
「荒湯」で温泉たまごを茹でる浴衣姿の観光客は湯村温泉の風物詩となっています。

日本海の荒波に育まれた海の幸、素朴な山の幸、四季折々の湯村ならではの味を堪能しながら、のんびりとお寛ぎください。

▲ 神戸市中央区中山手通4丁目17番13号

TEL 078-222-2600 / FAX 078-222-2977

URL <https://www.h-kyosai.or.jp/hk-kaikan/>

●宿泊料金(朝食付)

和室	5,000円～
洋室ツイン	5,800円～
洋室シングル	6,300円～

●食事料金

夕食	2,100円～
お子様ランチ	800円

●得とくプラン(1泊夕食付)

7,300円

通常日限定プラン(繁忙日は除く)

北野異人館、元町中華街など観光やショッピングの拠点として大変便利。観光に、ビジネスに、会合に最適です。

落ち着いた雰囲気の中で、ゆったりとした時間と当館おすすめの本格香港フレンチ料理をお楽しみください。

## 共済組合へのおもな問い合わせ先

短期給付に関する事項

福祉事業(保健・宿泊)に関する事項

医療保健課

☎ 078-321-0311

長期給付(決定)に関する事項

障害給付に関する事項

年金審査課

☎ 078-321-0623

長期給付(管理)に関する事項

年金受給者の調査確認に関する事項

年金管理課

☎ 078-321-0624

組合員の資格及び掛金に関する事項  
被扶養者の認定・取消に関する事項

資格管理課

☎ 078-321-0310

福祉事業(貯金・貸付)に関する事項

その他に関する事項

総務課

☎ 078-321-0621